

議案第 号

令和2年度

神栖市下水道事業会計予算

令和2年度 神栖市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和2年度神栖市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 戸 数	16,288 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	4,354,419 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	11,930 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
公共下水道整備事業(汚水)	775,000 千円
公共下水道整備事業(雨水)	250,088 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	2,130,127 千円
第1項 営業収益	738,248 千円
第2項 営業外収益	1,371,879 千円
第3項 特別利益	20,000 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	1,734,009 千円
第1項 営業費用	1,623,205 千円
第2項 営業外費用	101,450 千円
第3項 特別損失	8,854 千円
第4項 予 備 費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 452,774千円は、当年度分損益勘定留保資金 65,496千円、引継金 246,365千円、当年度利益剰余金処分別 140,913千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,249,045 千円
第1項 企業債	405,700 千円
第2項 他会計出資金	382,435 千円
第3項 他会計負担金	19,092 千円
第4項 他会計補助金	100,876 千円
第5項 国庫補助金	330,146 千円
第6項 受益者負担金	10,796 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,701,819 千円
第1項 建設改良費	1,340,293 千円
第2項 企業債償還金	361,026 千円
第3項 予備費	500 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 135,447千円及び 154,954千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業(汚水)	336,600 千円	普通貸借 又は 証券発行	年利5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共下水道事業(雨水)	69,100 千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 125,999 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 営業助成及び下水道整備のために、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、275,855 千円である

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち 140,913千円は、つぎのとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

令和 2 年 3 月 日提出

茨城県神栖市長 石 田 進

